

中国ビジネスにおける知財戦略

白 洲 一 新*

抄 録 2003年3月、我が国産業の国際競争力の強化を図るため、内閣に知的財産戦略本部が設置され、以来毎年「知的財産推進計画」を発表している。その間の国際競争において、世界貿易機関に加盟した中国は、「世界の工場としての中国」から「市場としての中国」に変貌し、その存在を無視できないようになってきた。しかしながら、日本政府も日本企業も、いまや世界経済にとって不可欠なものになった中国ビジネスにおける知的財産戦略を未だ模索中である。

そこで、本稿は、各事案の分析および対策への提言といった戦術の提案ではなく、また、日に日に増える中国での専利出願の数に一々目を奪われずに、日中間のイデオロギーや法制度の違いに立ち返り、世界政治経済の流れを汲んで、既に構築しているグローバル知財戦略から対中国知財戦略を分離させ、日本企業等にとって活用できる対中国の「知財外交戦略」を提案する。

目 次

1. はじめに
2. 中国リスク
3. イデオロギーの相違
 3. 1 特色ある社会主義国家
 3. 2 消えた「東アジア共同体」の構想
 3. 3 日米欧の対中国貿易制限
 3. 4 知財制度への影響
 3. 5 「中国人」の定義
4. 独自の対中戦略
 4. 1 TPPへの加盟
 4. 2 遠交近攻
 4. 3 華僑ネットワークの活用
 4. 4 台湾の役割
5. おわりに

1. はじめに

日本政府は、2003年から2012年まで毎年「知的財産推進計画」を制定し公開している。計画のウエイトは、日本版バイ・ドール制度の導入を始めとする国内の制度改革・整備からグローバル時代の知財システムの追求へとシフトしてきた。その中でも中国を始めとするアジア諸国

への対応が際立つ。また、中国で活動する日本企業でつくる「中国日本商会」は、「中国経済と日本企業白書」を2010年から2012年まで毎年発行している。2012年6月に発行された、2012年の白書では、「2011年の日本企業による対中投資は、前年同期比49.6%増となり、うち製造業への投資は78.3%増に達した」と明らかにした。投資増の理由としては、「労働力コストの上昇に伴い、人件費面での優位性が次第に失われ、中国の日系企業は転換期を迎えているが、全体的には市場から撤退することはなく、むしろ投資を強化している」と指摘された。つまり、中国市場の潜在力や中国人の購買力がますます強まっていることが日本企業にとって極めて魅力的なのである。

しかしながら、昨年反日デモを受け、日本企業の「中国ビジネス縮小を」という意見が69%に上ったアンケート結果が2012年12月16日の日本経済新聞電子版に掲載された。その内容および理由について以下のように紹介された。

* 白洲知的財産権事務所 弁理士 Isshin SHIRASU

中国経済の今後の行方について、「成長率がさらに低下する」との見方が71%を占めた。「人件費の上昇に加え、一人っ子政策で労働人口と消費需要が先細りする」「貧富の格差や一党独裁のリスクが高まる」といった指摘が目立つ。次いで「内陸部を中心に伸びしろはまだ大きい」などを理由に「現状の水準で安定成長に移行する」も26%に上った。また、日本企業の中国でのビジネス展開については「縮小すべきだ」が69%。「反日感情が強い国の不確実性を直視する必要がある」「中国への依存度を下げ、リスク分散に乗り出す好機」などの意見のほか、「デフレ脱却のためにも中国生産の縮小が望ましい」との声もあった。「現状を維持すべきだ」は22%、「拡大すべきだ」は10%だった。

さらに、前掲日本経済新聞電子版が同日に「転機の中国が試す 日本企業のリスク突破力 柳井正氏と関志雄氏に聞く」という論説を掲載し、専門家の意見を紹介したうえで、以下の結論で締めくくった。「尖閣問題による日中の対立は、これから経済が停滞する中国で日本企業が事業を再考するきっかけになるのか。それともなお高い成長が続き、各国の企業が競い合う中国で商機を失う恐れが出てきたととらえるべきなのか。柳井氏の答えは明快だ。中国市場は拡大する。ゆえに積極展開を続ける。一方、関志雄(かん・しゅう)氏は国有企業による独占や富の格差など中国の抱える問題の行方を注視すべきだと訴える。今後も日中が対立する恐れがあるからこそ、リスクとチャンスを見極める必要性が増している」。

日本人の柳井氏は積極論者であるのに対し、2009年東洋経済社より出版された「チャイナ・アズ・ナンバーワン」の著者である香港生まれの関志雄氏が、逆に慎重論を唱えているのは興味深い。これは、日本人が知らないもしくは理解できない「中国リスク」が存在するからである。

この日本人が知らないもしくは理解できない「中国リスク」を知ることは、これから対中国のあらゆる戦略に欠かせないことであり、もちろん知財戦略の立案においても重要である。

2. 中国リスク

2011年12月11日、1986年のGATT加盟申請以来15年を要した中国WTO加盟交渉がようやく終結し、中国は143番目のWTO加盟国になった。

中国のWTO加盟の理由について、独立行政法人経済産業研究所の元上席研究員津上俊哉氏は2002年5月号『LOOK JAPAN』に掲載された「中国WTO加盟の意味」の投稿において解説された。以下はその抜粋である。

「90年代前半までの中国は、経済成長の手段として、外国資本や先進技術の導入に期待するところが大きかったと言える。国内の資本蓄積がはなはだ乏しく、技術レベルも圧倒的に劣っていたからだ。外国依存型の経済成長の時代と見ることもでき、WTO加盟はその意味で切実な課題だった。

市場経済の成長には十分な資本の供給が必要だ。企業公有制のイデオロギーを守るなら、国家、政府が企業に出資しなければならない。しかし、中国経済の規模と成長スピードに追いつく資本供給をする力が中国の財政にはなかった。その結果、90年代半ば以降、中国はイデオロギーを守るか、成長を維持するかの択一を迫られたのである。中国共産党は国民に統治の正統性を納得させる手だてとしてのイデオロギーを捨て、中国をより豊かにする途を選んだ」。

しかしながら、中国はそのイデオロギーを捨てていなかった。津上俊哉氏が2003年に「中国台頭－日本は何をなすべきか」(日本経済新聞出版社)、2011年に「岐路に立つ中国－超大国を待つ7つの壁」(日本経済新聞出版社)、そして2013年に「中国台頭の終焉」(日本経済新聞出版社)という、中国近未来を展望する三部作

を出した。その希望から失望のタイトルの変化は、日本人が知らなかった「中国リスク」を知る過程でもある。

習近平氏は昨年中国共産党トップの総書記に就任した際に、下記旨の内容を公言したことがドイチェ・ヴェレ (deutsche welle) の中国語版ホームページ¹⁾で報道された。

「中国の社会主義建設の歴史は、改革開放前および改革開放後の二つの時期に分けることができる。そのいずれとも中国共産党の先駆者たちによる中国社会主義建設を模索した結果である。この二つの時期は、異なる結果を中国にもたらしたが、決して分裂され対立するものではなく、後者をもって前者を否定することはできず、またその逆もできない。」

ここでいう改革開放前 (1949年から1978年の30年間) は、文化大革命 (政治闘争) の時代で、中国の経済を崩壊するまで追い詰めた時代でもあった。また、改革開放後 (1979年からいままでの30年間あまり) は、改革開放の時代で、経済の発展と引き換えに、中国共産党の一方独裁体制の正統性を納得させる時代である。

中華人民共和国の八大元老 (1980年代から1990年代にかけて強い権力をふるった中国共産党の長老で構成された集団) の一人習仲勳氏の息子である習近平氏は、決して中国共産党の歴史上の問題、例えば文化大革命や天安門事件等の事件を否定することなく、むしろそれらを承継し、日本が従う民主化という国際的な潮流に逆行するイデオロギーを依然守ろうとするように思える。

今年になって、習近平氏は、中国共産党トップの総書記、人民解放軍トップの党中央軍事委員会主席および中国国家トップの国家主席に就任した。中国の全ての権力が、江沢民氏、胡錦濤氏らを経て再び八大元老の息子の代 (二世) に集中されたいまは、中国版の大政奉還である。

これが、中国リスクである。

3. イデオロギーの相違

3. 1 特色ある社会主義国家

中国は、数千年にわたる封建主義的な専制政治が大地の底まで沁み渡ってきた国であり、独裁者が自ら歴史の舞台から降りることはなかったように、現政府もあらゆる手を使って政権を維持していく。たとえば、1989年6月4日の天安門事件に続く、ソ連崩壊を中心として東ヨーロッパに走った社会主義国家崩壊の激震は、中国に「このままでは社会主義はこの世から消え去るかもしれない」という危機感を与えた。そのため、当時の影の最高権力者鄧小平氏は1992年に南巡講話を出し、社会主義による政権を維持するために、社会主義と相反する市場経済を導入した。鄧小平氏は実は「先に富める人と地域が先に富み、先富人たちが、まだ富んでない人と地域を牽引していき、共に富んでいこう」という、「先富から共富へ」という理論を説いていた。そして市場経済を推し進める中国を「特色ある社会主義国家」と名づけた²⁾。

このように、世界は、中国が独裁専制政治から「市場経済による民主主義」に転換する期待を持ち始めた。また、2011年のWTO加盟でその期待が更に大きくなった。しかしながら、中国は、民主化の気配を全くみせることなく、むしろ国家資本主義に突き進んだ。加盟後、2001年12月から2011年10月にかけての10年間で貿易救済調査対象になった案件数が602件、合計金額389.8億米ドルに上った³⁾。中国がこの10年でアンチダンピング提訴被害大国になった背景は、共産党一方独裁政治による、欧米諸国や新興国との比較では極端に安価な労働人件費コストが対外輸出ドライブの強い誘因として働く労働賃金メカニズムである。

3. 2 消えた「東アジア共同体」の構想

中国のWTO加盟を機に、日本では「東アジア共同体」構想で盛り上がった。小原雅博氏は、2003年に出版された「東アジア共同体」（日本経済新聞社）のまえがきで、「筆者は、当時外務省の担当課長として、その構想から取りまとめまでにかかわらせていただいたが、半年にわたる濃密な作業を貫いていた思想は、東アジア諸国と共に繁栄を目指すためには、『日本を開く』ことが不可欠であるとの思いであった」と綴っている。

しかしながら、それから7年後の今日では、もはやその構想を推し進める人はいないであろう。そもそも中国の経済発展は、共産党一党独裁体制を維持するためのもので、東アジアの他の諸国と経済共同体を構築するための土台となる共通のイデオロギーが存在しない。

3. 3 日米欧の対中国貿易制限

日米欧において、イデオロギーの相違によると思われる対中貿易制限が依然存在する。

経済産業省は2012年8月1日に輸出貿易管理令を改正し、高性能磁石とその製造装置、関連部品を規制対象に加える。輸出企業は磁石がミサイルなど大量破壊兵器に利用されないことを証明する必要がある。規制強化の背景には、磁石原料に欠かせないレアアース（希土類）の輸出を制限する中国と、日米欧との間の通商摩擦、中国への技術流出を防ぎたい日本側の思惑があるとされている。

米政府がサイバー攻撃への対抗措置に動き出した。2013年3月26日に成立した暫定予算法に中国製のIT（情報技術）機器の政府調達を制限する条項を盛り込んでいたことが28日分かった。製品に仕込まれた部品やソフトを利用したスパイ行為やハッカー攻撃を防ぐ狙いだ。一方、米紙ウォール・ストリート・ジャーナル（WSJ）

は28日、ソフトバンクによる米携帯電話3位のスプリント・ネクステルの買収を審査している米政府が、中国の通信機器メーカーの製品を使わないことを承認の条件とする方向だと報じた⁴⁾。

1989年6月、天安門事件に対する非難として、欧州連合（European Union：EU）は中国への武器禁輸を含めた対中制裁を決議した。以来、今日に至るまで中国が対中武器禁輸措置（以下、禁輸措置と記す。）の解除を求め続けている中、一部のEU加盟国が解除を提起するなど、禁輸措置解除に向けたEUの動きは何度か表面化している。中でも、2003年にEUが禁輸措置の見直しを提起した際には解除の実現性が増し、2004年もしくは2005年中にも解除されるのではないかという状況となった。しかし2005年夏、結局EUは禁輸措置に関する検討を正式に棚上げし、禁輸措置は解除されないままとなっている⁵⁾。

このように、対中国貿易において超えてはならない一線が存在する。

3. 4 知財制度への影響

イデオロギーの相違は、知財制度にも影響を与えている。中国の特許法の成立に至る経緯を、元中国国家知識産権局条約法規司司長の尹新天氏著の「中国専利法詳解」（2011年、知識産権出版社）の抜粋で紹介する。

「中国専利法詳解」によれば、政務院が1950年8月11日に、中国最初の特許に関する法規である、「発明権および専利権を保障する暫定条例」を頒布した。次いで、政務院財政経済委員会が、1950年10月9日に上述条例の実施細則を頒布した。当該条例によって、1953年から1957年までに発明証書計6件、専利証書計4件を発行したが、その後当該条例の施行が中止された。また、当時にあった「発明奨励条例」や「技術改進黨奨励条例」等の法規は、特許制度が社会主義に相容れない制度であり、「知識の私有論」

のもとで資本主義制度下の物質刺激を信奉させる産物だとして廃止された。そして時代は、前述した改革開放前の文化大革命の時代に突入した。

1978年12月に開かれた共産党の第十回三中全会において「全党の活動重点および全国人民の注意力を社会主義現代化の建設に移すべき」という戦略を決め、中国は、改革開放および中華民族の復興の幕を上げた改革開放後時代に入った。

鄧小平氏の「科学技術は第一の生産力」という指示のもとで、国家科学技術委員会(当時)が、1979年3月19日に特許制度を創設するために、調査チームを設立した。1980年1月17日に、国家科学技術委員会は、国務院に「我が国において特許制度創設を求める報告」を提出した。報告には、「我が国の発明創造を保護および促進し、国際間の技術交流を促進し、外資および外国の技術を導入する環境を整備し、我が国の経済・技術の発展、そして四つの近代化の実現のために我が国において特許制度を構築する必要がある」と結論付けた。国務院の指示により、国家科学技術委員会が、中国専利局を設立した。

しかしながら、中国の特許制度を構築するにあたり、激しく対立する意見が存在していた。特に、特許制度は、我が国の社会主義政治に反しないか、特許制度の導入は我が国の発展に寄与するかそれとも阻害するか、という二大反対意見が存在していた。試行錯誤の結果多くの反対意見のもと、国務院が1983年9月29日に「中華人民共和国専利法(草案)」を政府決定し、全国人民代表大会常務委員会に提出した。そこで、また多くの反対意見に遭遇したため、鄧小平氏の「専利法を早期発行した方がよい」との号令下、1984年4月12日に、第六回全国人民代表大会常務委員会第四次会議において、計五年、二十五回改正を経て、中華人民共和国専利法が発行され、1985年4月1日に施行された。

また、専利法より更に早く成立したのは、1982年8月23日第五回全国人民代表大会常務委員会第二十四次会議で可決した商標法である。

ここで注目すべきなのは、特別法たる特許法も商標法も成立は、1986年4月12日に可決されたその基本法たる「民事総則」の成立よりも早かったことである。

知的財産の私有は、そもそも社会主義の基本理念に反するが、経済が破綻した20世紀70~80年代に、鄧小平氏の鶴の一声で、外資および外国の技術を導入するために、法の論理を無視して特許法や商標法をいきなり導入した。その後のWTOの加盟でTRIPS協定にも批准したが、中国で未だに解決の見通しが見つからない模倣品問題をはじめとする知財トラブルの原因は、そもそもここにあったと考えられる。

中国特許法は、特許権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的(中国特許法第1条)としており、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする日本の特許法と異なる。単に産業の発展を目的とする日本の特許法に対し、中国は、経済社会の発展を目的としている。これは、いわゆる「特色ある社会主義国家」の建設のための道具であり、知的労働成果を尊重・保護して政治色の薄い産業に活かす前提で作られた法律ではないものと推定する。

3.5 「中国人」の定義

日本人にとって「中国人」の定義は曖昧な部分がある。イデオロギーの観点で見ると、好むと好まざるとにかかわらず、今の一党独裁体制を維持する中華人民共和国をよしとする「中国人」と、それをよしとしない「中国人」とに分けることができる。その共通点は、いずれとも

黄色人種で漢字の読み書きができる中華文化の継承者であり、その相違点は、共産党の一党独裁体制を受け入れるか否かである。簡単にその見分け方として、前者は中華人民共和国の国民で、後者は、その他の国に住む華僑である。

華僑の多くは、アセアン諸国に住み、その典型は、70%以上の国民が華僑で構成しているシンガポールである。台湾人は、華僑か否かについて議論の余地があるが、紛れもなく、中国共産党の一党独裁体制の影響を受けない、中華文化の継承者である。

今の世界第二経済大国に成長してきた中国は、華僑による直接投資の結果と言われている。それは、華僑たちが、イデオロギーと利益追求とのバランスをうまくとった結果である。

しかしながら、共通点よりも歴史上の問題点が多い日中間ではその微妙なバランスが成り立たない。日中間の関係を良く「政冷経熱」とか「政温経熱」とかで表現するが、そもそも異なるイデオロギー下では、政治の方が温かくなるはずはない。互いのイデオロギーが異なることを認めた上で、割りきって経済活動を行うことは、文化の面でつながっている華僑の方が、日本人よりずっとうまく中国と付き合える。

2013年3月1日の「The Voice of Russia」のホームページに「李光耀氏、中国への警戒感を表す」というタイトルの記事が掲載された。その記事で注目すべきなのは、元シンガポール首相で華僑の代表的な人物である李光耀氏の発言に、「(中国は)最新技術とイノベーション的發展分野で決して米国を凌駕しえない」という内容である。その理由として、中国では伝統文化の後進性と時代遅れの政治制度が邪魔して創造の精神が萎え、アイデアの自由な交換が抑制されてしまうだろうと指摘する⁶⁾。

このように、経済活動のために政治的主張をやめるのではなく、主張すべきところははっきりと主張し、経済においては互惠関係を構築し

ている。その関係は、日本の対中国戦略の構築に役に立つと考えられる。

4. 独自の対中戦略

WTO加盟国の中、数少ない異なるイデオロギーを持つ国への対応には、知財戦略を含め、独自の戦略が必要である。それは、TPPへの加盟および遠交近攻の策である。

4.1 TPPへの加盟

2013年3月15日、安倍首相が環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の交渉に参加すると発表した。これは正しい選択である。

TPPを国家資本主義と自由貿易体制との攻防としている、馬田啓一氏の論文(TPPと国家資本主義：米中の攻防)⁷⁾に以下のような指摘がある。

「市場原理を導入しつつも、政府が国有企業を通じて積極的に市場に介入するのが国家資本主義だ。中国の国家資本主義に対する懸念も高まっている。国有企業が政府の優遇措置によって競争上の優位を得ているケースが後を絶たない。米中間では中国の補助金政策をめぐり貿易紛争が激化している。

WTO加盟後中国では市場自由化と国有企業改革が進められたが、今や自由化のテンポが鈍り国有企業は健在、「国進民退」と呼ばれる状況となっている。TPP(環太平洋連携協定)交渉では国有企業の改革が争点として浮上。TPPを通じて対中包囲網を形成し、中国の国家資本主義を追い詰めようというのが米国のシナリオだ。

中国はTPPとは距離を置き、国家資本主義を維持しつつ日中韓FTA、RCEP(域内包括的経済連携)など東アジア経済統合の実現を目指す。

国家資本主義が自由貿易体制と共存できないのであれば、自由貿易の原則を変えさせるといのが中国の姿勢である。中国による自由貿易

体制への挑戦が始まった。TPPをめぐる米中の攻防は、国家資本主義対市場経済という対立の構図とみてよい。」

攻防は、いままさに幕が上がった。TPP交渉における15の具体的要望事項に「最高水準の知的財産保護を備えた協定」が含まれる。その内容は、おそらく2008年に米国で成立した、「The Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2008」（包括的模倣品・海賊版対策法案）を叩き台として議論されていくのではないかと推測される⁸⁾。

この法律について、2010.11.24の特技懇 第259号に「知的財産権侵害の脅威に立ち向かう米国の取り組み」という論文において以下の説明があった。

「知的財産権侵害の有害な影響を鑑み、米国商工会議所は、知的財産権の価値を高め、模倣や海賊行為から知的財産を守る世界規模の取り組みを主導する目的から、2007年にグローバル知的所有権センター（Global Intellectual Property Center。以下、GIPCとする。）を開設した。我々は、知的財産権の価値を高め保護する政策を推進するため、米国議会、オバマ政権、組合に所属する労働者、その他の知的財産関係者との連携を強めている。これらの政策は、いずれ経済成長の促進と雇用創出につながるはずだ。

GIPCのたゆまぬ努力により、2008年10月、米国議会は「包括的模倣品・海賊版対策法案（Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act。以下、PRO-IP法とする。）」を可決し成立させた。両党の議員の圧倒的多数から支持されたこの包括的な法案は、模倣品や海賊版に対し民事法及び刑事法を強化するものである。さらに、エンフォースメントの強化及び司法省（以下、DOJとする。）への法執行部門設置を規定すると共に、大統領府内に知的財産執行調整官（Intellectual Property Enforcement Coordinator。以下、IPECとする。）

という史上初のポストを新設し、行政府の枠組みを超えて知的財産に関する協調を向上させている⁹⁾」。

また、IPECによる、包括的模倣品・海賊版対策強化法（PRO-IP法）に基づく、初めての「模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プラン（2010 Joint Strategic Plan on Intellectual Property Enforcement）」が発表された¹⁰⁾。

当該プランの主な内容は以下6つのポイントで構成されている。

1. 連邦政府による模範指導（Leading By Example）

政府調達における模倣品購入防止に向けた他政府横断的なWG設立や委託業者への正規版ソフト使用指導など。

2. 透明性向上（Increasing Transparency）

政策決定や国際交渉過程での情報公開や権利者等との情報共有・連携、スペシャル301条レポートにおける海賊版サイトの公表など。

3. 効率性と連携の確保（Ensuring Efficiency and Coordination）

政府同士の重複を避け効率性を向上。省庁連携やDBによる情報共有の促進、連邦政府と州、地方レベルとの連携促進、在外担当官の効率性向上など。

4. 国際的権利執行（Enforcing Our Rights Internationally）

海外ウェブサイトにおける侵害への対策強化、外国政府・国際機関との連携など。

5. サプライチェーンの保護（Securing Our Supply Chain）

侵害品流通防止に向けたサプライチェーン保護。善意に侵害品を輸入した者の自発的情報開示による救済措置や侵害品輸出行為への罰則強化の検討など。

6. データ重視型政府の構築（Building a Data-Driven Government）

知財活動に係るデータ・情報収集を改善し、

法や執行活動を評価する。関係省庁が当該活動に費やしたリソースに関するデータ収集や法制度の包括的レビューなど。

知的財産への保護においては、日本と米国のベクトルはほぼ一致しているため、TPP交渉において前記米国の模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プラン等を検討し、日本にとって有利な内容をTPPに盛り込むべきである。

4. 2 遠交近攻

中国戦国時代では諸国は絶えず戦争を続けていたが、多くの国々が分立していたため、一国を攻める場合には複数の国々が同盟を組み、攻める国を二正面戦争状態にさせ、一国を攻めた後に得られた戦果は分担するのが慣わしであった。その場合、通常同盟相手として選ばれるのは自国と隣接した国であったが、他国に攻め込んで領地を得られても、その国を挟んで飛び地となるため、領土の維持が難しく、結局はすぐまた領地を取り返されてしまっていた。そこで考えだされたのが遠交近攻の策である。すなわち、遠い国と同盟を組んで隣接した国を攻めれば、その国を滅ぼして領地としても本国から近いので防衛維持が容易である。

日本がとりうる現代における遠交近攻の戦略は、米国やアセアン諸国と連携することである。そこにはイデオロギーの相違は少なく、また、締結を目指すTPP原加盟国および交渉国には、シンガポール、ブルネイ、ベトナムおよびマレーシアのように多くのアセアン諸国が入っており、統一した法制度の整備が期待される。

ここで注目すべき点は、TPP加盟国等に、シンガポールやマレーシアなど華僑が多く住む国があることである。また、TPP加盟意向を表明したことがあるタイ¹¹⁾、台湾¹²⁾そしてフィリピン¹³⁾を加えると、TTP加盟国に一大華僑ネットワークが存在することに気づく。

また、日本企業が以前からアセアン諸国で成

功している例もある。2012年11月1日の日経ビジネス電子版では、「中国とは絶縁し東南アジアと生きる『反日国家に工場を出すな』と言いつけてきた伊藤澄夫社長に聞く(上)」というタイトルの記事¹⁴⁾が掲載された。

伊藤氏は、「今後も中国で生産拠点を維持するには、技術力や経営力を背景に主導権をしっかりと握れる企業でないと、難しいのではないのでしょうか。『中国市場は存在せず』という前提で経営する覚悟が必要になります。企業によって事情は異なるでしょうが、中国からの撤収や東南アジアシフトを考える会社が増えるのは間違いありません。経済界もようやく『反日リスク』の存在に気づいたのです。東南アジアの市場だって中国に負けず劣らず大きい。中国から締め出されれば、日本人が東南アジアやインド重視になるのは当然です」と持論を展開した。

全く同感である。これからの日本は、TPP加盟交渉を機にアセアン諸国に目を向けるべきである。

4. 3 華僑ネットワークの活用

ここで、前述した元シンガポール首相李光耀氏の、中国では伝統文化の後進性と時代遅れの政治制度が邪魔して創造の精神が萎え、アイデアの自由な交換が抑制されてしまうため、最新技術とイノベーション的發展分野で決して米国を凌駕しえない、という旨の発言を思い出し、日本の先端技術を始めとする知的財産をTPP協定の制約を受けるTPP加盟国の華僑ネットワークを経由して中国マーケットにアクセス、という知財外交戦略を提案する。

共通の中華文化を継承しながら、日本や米国と共通のイデオロギーを待ち、TPP加盟国で共通の知財保護制度の制約を受ける華僑たちは、先端技術を始めとする知的財産を持つ日本にとっては、対中戦略の最強パートナーである。

彼らを経由して中国マーケットに間接的にア

クセスすることで中国リスクを軽減することができ、また、2015年で統合されるアセアンのマーケットにも直接アクセスできる。

4. 4 台湾の役割

ここで、政治上の理由で「国」として認められないため、アセアンなど国際連合に加盟できない台湾に注目すべきである。台湾は中華文化の最も正統な継承者であり、日本や米国と共通のイデオロギーを持ち、東南アジアの華僑ネットワークにおいてリーダー的な存在でもあり、かつ、技術水準や知財制度は日本との親和性が極めて高い。

日台間は、「日台特許審査ハイウェイ (The Patent Prosecution Highway. 略称: PPH) 協定」, 「日台民間投資協定」, 「相互承認提携協定」および「日台オープンスカイ協定」等が締結されている。特に注目すべきなのは、イデオロギーのベクトルが一致した (対中国牽制) 「日台漁業協定」(2013年4月10日に締結) である。

さらに、日中韓が自由貿易協定 (FTA) 締結交渉の年内開始を決めたことに絡み、馬英九総統は2012年5月16日、日本と台湾間のFTAを4年以内に締結したいとの考えを、着任のあいさつに訪れた交流協会台北事務所の樽井澄夫所長に伝えた¹⁵⁾。このように、台湾は日本の対中戦略において日本の味方として大きな役割を果たしてくれると考えられる。

そこで、日本のハイテク技術やクールジャパン等によって代表される日本の知的財産をTPPなどの国際枠組みにおいて、台湾を筆頭とする華僑ネットワークとタッグを組むという知財外交を活用して対中戦略を構築すべきである。

5. おわりに

13億の人口を抱える中国は、紛れもなく大きな市場で、日本のデフレ脱却においても、中国経済に頼らなくてはならないが、反民主主義の

一党独裁政権によるイデオロギーを無視した経済至上主義では、いずれはそのしっぺ返しを食らうことになる。知財外交を駆使し、TPPの加盟そして華僑ネットワーク経由の中国マーケットのアクセスは、中国リスクを最小限にすることができると考えられる。

注 記

- 1) <http://www.dw.de/%E4%B9%A0%E8%BF%91%E5%B9%B3%E4%B8%8D%E8%83BD%E5%90%A6%E5%AE%9A%E5%89%8D30%E5%B9%B4%E5%8E%86%E5%8F%B2/a-16500930>
- 2) 遠藤誉, 「拜金社会主義中国」(ちくま新書)
- 3) 範雲涛, 「中国WTO加盟十周年を迎えた昨今: 何が変わっているか? (上)」(http://www.spc.jst.go.jp/experiences/impressions/impr_11009.html)
- 4) http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM2903O_Z20C13A3MM0000/
- 5) 松崎 みゆ, 「EUの対中武器禁輸措置解除問題」(海幹校戦略研究 2012年5月 (2-1))
- 6) http://japanese.ruvr.ru/2013_02_28/106417243/
- 7) 季刊 国際貿易と投資 Autumn 2012/No.89 「TPPと国家資本主義: 米中の攻防」(<http://www.iti.or.jp/kikan89/89umada.pdf>)
- 8) 渡辺惣樹 「TPP知財戦争の始まり」(草思社)
- 9) ロブ・カリア 「知的財産権侵害の脅威に立ち向かう米国の取り組み」(特技懇, 2010.11.24. no.259)
- 10) JETRO NY 中楨, 横田による2010年6月23日のレター 「米政府, 「模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プラン」を発表 (PRO-IP法に基づく初の共同戦略プランが策定される)」
- 11) “タイがTPP交渉に参加へ, 首相が会見で表明”. ロイター. (2012年11月19日)
- 12) “Taiwan aims to join Trans-Pacific Partnership: minister” (2010年11月10日) (<http://focustaiwan.tw/news/aall/201011100039.aspx>)
- 13) “Speech of President Aquino at the Council on Foreign Relations, New York City” (2010年9月23日) (<http://www.gov.ph/2010/09/24/speech-of-president-aquino-at-the-council-on-foreign->

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

relations-new-york-city/)

- 14) <http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20121030/238785/?rt=nocnt>
- 15) <http://nna.jp/free/news/20120518twd013A.html>

なお、URL閲覧日は全て2013年3月10日である。

(原稿受領日 2013年4月4日)

